

千葉県地域密着型サービス外部評価調査員研修事業実施要綱

平成27年6月25日制定

(目的)

第1条 この要綱は地域密着型サービス外部評価事業を行う評価調査員に対する研修の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この研修の実施主体は、知事又は知事が指定する者（以下「実施機関」という。）とする。知事は、その指定する者に研修の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 研修の受講者及び研修内容は、以下のとおりとする。

(1) 受講者

外部評価機関として選定された法人（申請中の法人を含む。以下「外部評価機関等」という。）に所属する外部評価調査員若しくは今後評価調査員になる予定の者

(2) 実施内容

カリキュラムは別表に示す外部評価に関する実践的な知識及び技術を習得するもの

(受講の申し込み及び決定)

第4条 外部評価機関等は、所定の受講申込書により実施機関に申し込むものとする。

2 実施機関は、適当と認められる者を研修生として決定し、研修生名簿を作り登録する。

なお、募集にあたり研修予定者数を超過して申込があった場合は、実施機関が選考して受講の可否を決定するものとする。

3 実施機関は、受講者を決定したときは、外部評価機関等に通知するものとする。

(修了証書の交付)

第5条 実施機関は、所定の課程を修了した研修生に対し、修了証書（別記第1号様式）を交付するものとする。外部評価調査員は業務の実施に当たり必要な場合には、修了証書を提示するものとする。

(費用)

第6条 受講者は、原則研修の実施に必要な費用の内、教材等にかかる実費相当分について負担するものとする。

附則

この要綱は平成27年6月25日から施行する。

別表（第3条） 地域密着型サービス外部評価調査員養成研修カリキュラム

研修科目	内容
1. 高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	①地域での高齢者の暮らし ②認知症をもたらす病気 ③認知症の人の特徴とたどる経過 ④これからの高齢者及び認知症の人の介護
2. 認知症対応型共同生活介護の基本理解	①歴史 ②特徴と役割 ③制度の理解 ④現状と課題
3. サービス評価の必要性和目的	① サービス評価の目的 ② サービス評価の位置付け ③ サービスの質の確認
4. サービス評価の流れと手続き	① サービス評価の進め ② 評価項目の内容と理解 ③ 訪問調査の具体的な手法
5. 調査方法、項目の理解	① 調査方法について ② 評価項目の理解について ③ 報告書記入方法について
6. 研修のまとめ	まとめ

別記様式

第 号

修了証書

氏名

あなたは、地域密着型サービス外部評価調査員研修（養成研修）
を修了したことを証します。

平成 年 月 日

千葉県知事